

明日のまちをつくりまします

11. 命と暮らしをまもる防災力と地域安全の向上

(質問数43-96)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	<p>のびのびになってきた緑区の事業 (1) 念仏橋の架け替え事業の現状と今後のスケジュールについて</p>	<p>(1) 緑区大崎地内の一般国道463号念仏橋が架かる一級河川芝川については、浸水被害軽減のため川口市と市境である八丁橋から最上流部である芝川都市下水路までの約14.4キロメートルの区間において、埼玉県により河道改修及び調整池の整備が進められている。未改修区間については、河川計画の河道法線の一部見直しが行われたために、念仏橋の架け替え一部が変更になったことから、市では、道路及び橋梁の修正設計を行ってきた。設計完了に伴い、架け替え事業に着手している。今後については、令和5年度より仮橋の設置工事、仮橋擦り付け部の盛土工事及びう回路整備工事を行い、本線の切り替えを予定している。その後、旧橋の撤去、新橋の設置、築堤工事を行っていく。</p>
2023年 2月定例会	市民生活	議案外	出雲	<p>少年消防団について (1) 少年消防団と少年少女消防団の違いについて (2) 男女共同参画の視点からのあり方について (3) こどもの提案から取り入れたもの</p>	<p>(1) 本市のさいたま市少年消防団と他市の少年少女消防団が活動上の相違はないと考えている。全国少年消防クラブは、令和4年5月現在、全国の少年消防クラブ、4150団体。そのうち、少年少女消防団等の名前で活動しているところは約83団体で2%。埼玉県内においては、少年消防クラブ46団体中、少年少女消防団の名称で活動している組織は2団体。4.3%。また、政令指定都市に目を向けると、少年消防クラブという名称で239団体中、少年少女消防団の名称で活動している組織は7団体となっている。</p> <p>(2) 少年法とか児童福祉法において、男女別による定義はしていないということから、さいたま市においてはさいたま市少年消防団という名称で活動している。入団時の申込みの際に男子、女子の区別について、平等に申込みを受け付けているところ。性的マイノリティの関係は、今後、男性、女性 という名目を答えづらいということであれば、その対応で今後検討していきたいと考えている。</p> <p>(3) 令和3年度において実施をしている136人、6グループから119項目の提案もらったところ。この中で特に多かったのが、活動体験や見学ができる機会に関する提案を参考にして、少年消防団に興味がある児童生徒さんを対象として入団前の体験会を実施したところ、この体験会に参加した4名の団員の方が入団されるなど、一定の効果があったと考えている。少年消防団の名称では、男子のみの入団が可能で、女子は駄目なんじゃないかという意見もあった。そういった意見を参考にして、少年消防団員を募集するリーフレット等に女子も入団が可能である旨を追記したり、あと少年消防団入団の促進の動画、YouTube等に女性の少年消防団員を出演させてPR等を行ったところ。英語表記の中で、サイタマシティ・ボーイズ・アンド・ガールズ・ファイアークラブということで、英語表記についてはボーイズ・アンド・ガールズという表現を使っているのが分かりやすいと思うが、確かに少年という言葉で拒否をしてしまう女子もいるということも考えて、今後名称については、子どもたちの意見とか保護者の方の意見等を踏まえて検討していきたい。</p>

2023年 2月定例会	市民生活	議案外	浜口	消防局の救急出勤の急増について (1) 救急出勤要請急増への対応について (2) 救急隊員の負担軽減について	(1) 対応としては、特に連続出勤による休憩時間や食事時間の取得を病院到着後に可能とした。また、活動後の事務の軽減、また救急活動記録票など懸案に対して電子化と併せて見直しを図り、隊員の負担も含めて対応に当たったところ。 (2) 消防局では、平成31年に救急隊員に対するジョブローテーションの試行運用を開始して、連続出場等で救急隊員の負担が多くなった場合に、控え員と隊員との交代や資格を有する消防隊員等との乗せ替えをするなど取組について実施するとともに、搬送先が決定せず長時間に及ぶ事案が発生した際には、ほかの救急隊や特設救急隊と現場交代をするなど、柔軟な対応に努めている。令和2年には隊員の事務処理の負担軽減を目的に救急隊事務端末を全ての救急車に配備するとともに、積極的な電子化への移行にも取り組んできた。さらに感染拡大と熱中症が急増した昨年7月には、指令センターや救急課救急指導室と連携をし、搬送困難事案に対する病院連絡の支援を行うなど、各種取組を実施している。
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	慈恩寺親水公園について (1) 周辺の水害対策の進捗について (2) 慈恩寺親水公園の池の活用について	(1) 埼玉県事業としては、一級河川古隅田川の改修事業や上院調節池の整備事業、本市の事業として、準用河川上院川の改修事業を進めているところ。本市が管理する準用河川上院川は、岩槻区大字慈恩寺に位置するグリーンクレスト残地を起点とする、最下流の大字小溝に位置する小林住宅を流下し、一級河川古隅田川へ合流する流域面積約3.85平方キロメートル、延長約1.8キロメートルの準用河川となっている。この上院川については、小林住宅の上流から約560メートル区間を第1期事業区間として、平成28年度から河道や調節池及び橋梁の調査設計を行い、昨年11月には、土地所有者や農業関係者など権利者の方々を対象として、事業説明会を実施したところ。現在は、河川改修用地の買収に向けて用地測量を進めている。 (2) 慈恩寺親水公園の水位低下については、以前から継続的に公園部局と協議をしている。フラップゲートの修繕や調整を行うことで、水位を下げ、貯留容量を増やすことが可能となると考えている。水位低下により、池の面積が1.2ヘクタール、1万2000平方メートル。仮に平均で20センチメートル下げた場合には2400立方メートルの貯留容量が増加するということになる。
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	工事現場の静粛性について (1) 動力について (2) 防音対策について	(1) 本市で発注する建設工事については、国及び市で定めた共通仕様書等に基づき設計し、工事発注をしており、建設機械の動力は軽油を燃料とするエンジン駆動で、排気ガス対策型や低騒音型など、環境に配慮した機械を使用している。現状では電動化の移行は進んでいない状況。2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、各建設機械メーカーにおいて、建設機械のエンジン駆動から、電動によるモーター駆動など、よりクリーンな動力源の移行の研究開発に取り組んでおり、国においても、新たな動力源を採用した導入普及支援策を検討している。 (2) 建設工事において発生する騒音の原因は、主に建設機械等から発生する騒音と、作業等に伴い発生する騒音がある。建設機械等が発生する騒音の対策については、共通仕様書等において、原則として低騒音型の建設機械を使用する。もう1点の作業等に伴い発生する騒音の対

					策については、防音シートや防音パネルを設置することで、防音の低減を図ることが可能と考えている。
2023年 6月定例会	総合政策	議案外	相川	災害用備蓄の整備について (1) 災害用備蓄の場所と数の把握について (2) 災害用備蓄品の見直しについて (3) 防災アドバイザーの現状の人数と今後の目標人数について	(1) 本市の比較避難所や拠点備蓄倉庫に備蓄している物資の保管場所及び数量については、現在、エクセルを用いて防災課にて一括管理を行っている。また、各避難所の備蓄物資については、避難所担当職員、地域住民及び施設管理者にて構成される避難所運営委員会において、毎年確認を行うとともに、各区総務課とも情報を共有し、災害時に円滑な避難所運営を行うことができるようにしている。 (2) 食料品等、賞味期限の定められた備蓄品はもとより、使用期限が明確でない衛生用品等についても定期的な入替えを行うことで、災害発生時に問題なく使用できることとしている。備蓄品の品目や必要数量に関しましては、本市の被害想定調査に基づき、非常用物資備蓄計画を定めるとともに、備蓄品の入替えサイクルを定めた備蓄品年次購入計画を併せて作成することで、備蓄品を適切に管理している。 (3) 防災アドバイザーの人数は、令和元年度末時点で269名、令和4年度末時点が282名と増加傾向にある。現在、組織の若返りと女性参画を目的に、防災アドバイザー育成のための補助制度を実施している。総人数の具体的な目標設定はないが、令和7年度までは毎年度新規に10名を増やす予定で、そのうち半数を女性とすることを目標として、防災アドバイザーの育成を推進していく。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	高柳	消防行政の充実に向けて (1) 消防活動の担い手について (2) 消防団員の充足に向けて	(1) 消防団員については、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に設置された消防機関である消防団員に置かれたもので、非常勤の特別職地方公務員として、それぞれ本業を持ちながら地域防災の要として活動している。自警消防団については、消防組織法が制定される以前から各地域の支援を受けて独自に組織されている団体である。消防職員は、常備の消防機関として火災が発生した場合には現場へ急行し、消火、救急・救助活動等を行っている。消防団員についても、火災現場へ急行し、消火活動や避難誘導など消防職員と一体となって活動を行っている。自警消防団については、消防隊の到着前における避難誘導や初期の消火活動をしている。 (2) さいたま市消防力整備計画において消防職員の基準数を定めており、令和5年4月1日における充足率は97.4%となっている。さいたま市消防団充実強化計画において、1分団当たりの必要人数等を踏まえて定めたもので、令和5年4月1日における充足率は85.5%となっている。自警消防団については、各地域で独自に組織されている団体であることから、定数等は把握していない。消防団員募集の取組として、各種広報媒体を活用した広報活動を行っている。また、地域の防災訓練やイベント時において消防団員自らによる広報活動を行うなど幅広く積極的に展開している。消防団員の入団資格、欠格事項、任命等方法について、入団資格については、市内に在住・在勤・在学している18歳以上の健康な方としている。任命の方法については、入団希望者の方に入団を希望する消防分団の責任者である分団長と面談をした上で、分団長からの推薦に基づき消防団長が任命している。さいたま市で

					は外国籍の方が入団できるかについて、入団資格や欠格事項において特段の国籍要件は定めてないが、現在本市では外国籍の方を任命していない状況。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	堤	消防体制の強化について (1) 災害時の消防団について (2) 消防職員に比べた場合の消防団員の強みについて (3) 要支援者名簿は現在消防署、消防団に共有されているか。 (4) 消防団にも提供されたら有益に活用できると考えるが、見解は。 (5) 要支援者名簿を消防団に情報共有できないか。	(1) 消防団は、災害時において消防署と一体となって消火活動や救護活動を行うほか、平常時においても火災予防の広報活動や警戒活動、また地域住民への初期消火や応急手当の指導など災害時、平常時を問わず、地域防災の中核的存在として重要な役割を担っている。 (2) 日頃の地域に密着した活動や経験を生かしたきめ細かな活動が期待できることや常備消防と同規模の人数を要するその組織力を生かした大きな動員力を有していることが消防団員の強みである。 (3) 避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法及びさいたま市地域防災計画に基づき、大規模災害時における避難誘導及び安否確認等の災害活動で消防署と消防団が連携して活用するべく、各消防署において保管されている。大規模災害時に当該名簿の活用が必要となる場合には、各消防署から消防分団へ提供し、当該名簿を活用した避難誘導及び安否確認等の災害活動を行うこととしている。 (4) (5) 大規模災害時には、消防署のみならず地域に密着した消防団が要支援者名簿を活用した活動を行うことが有効であると考えている。しかしながら、当該名簿には、秘匿性の高い個人情報が多く記載されており、情報漏えいやプライバシーの保護等に十分配慮する必要があることから、大規模災害時で必要な場合のみ消防団へ提供し、活用後は各消防署へ返却することとしている。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	自動心肺の蘇生器について (1) 配備について (2) 導入について	(1) 現在本市の救急自動車には、自動心臓マッサージ器の配備はない。 (2) 現在自動心臓マッサージ器の導入に向けた検討を行っている。現在自動心臓マッサージ器にはメーカーで3機種がある各機種の特性、特徴によってどの機種にも長所があるので、機種の選定に当たっては、導入経費を踏まえ、使いやすさなど現場の救急隊員の意見を尊重しながら、慎重に検討を重ねていきたい。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	コロナ禍の妊産婦の救急搬送について (1) 「救急搬送困難事例」過去3年間の件数とその内訳について (2) 妊産婦の救急搬送困難事例について (3) 消防庁通知の対応状況について	(1) 救急搬送困難事案については、総務省消防庁からの通知に基づき、現場滞在時間が30分以上かつ医療機関への受入れ紹介回数4回以上の事案とされており、本市の過去3年間の件数については令和2年が1956件、令和3年が3085件、令和4年が速報値で7452件発生。その内訳として、コロナ確定事案については、令和2年が43件、令和3年が104件、令和4年が速報値で844件発生している状況。 (2) 過去3年間の妊産婦の救急搬送困難事案の件数については、令和2年が6件、令和3年が3件、令和4年が速報値で14件発生している状況。また、妊産婦の救急搬送困難事案のうち、コロナ確定事案の件数については、令和2年と3年がゼロ件、令和4年が速報値で4件発生している。 (3) 消防局としては、新型コロナウイルスに感染した妊産婦の救急要請に対して、産科的緊急処置が必要であると救急隊が判断した場合には、受入れ可能な医療機関リスト、病床状況の

				(4) 救急搬送業務となる対応について	<p>情報を基に保健所への報告と並行しながら、受入れ可能な医療機関の選定を開始する体制となっている。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症上の5類移行後の妊産婦の救急搬送については、他の疾病等の対応と同様に、県の医療情報システムに反映される最新の医療機関の応需情報を基に救急隊が傷病者の症状に即した受入れ可能な収容先の選定を行っており、新型コロナウイルス感染症の流行前の体制に移行している。</p>
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	堤	<p>交通安全の充実にむけて</p> <p>(1) 交通安全教室の内容について教えてください。実施状況はいかがですか。</p> <p>(2) パネルの場合のような交差点は子供にとって危ない相談を受けた。上記の箇所も止まるように交通安全教室の内容に加えることはできないか</p> <p>(3) 併せて、各区の暮らし応援室に上記のような危険な交差点に危険表示を設置するように推奨できないか。</p>	<p>(1) 主に保育園、幼稚園、小学校及び高齢者を対象としており、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症予防対策として、ユーチューブでの動画配信も開始している。小学生向けの交通安全教室では、校庭に模擬道路を設置し、実際の交通環境を再現しながら、信号機や標識の見方などを指導している。特に3年生以上の教室では、実際に自転車に乗用し、正しい乗り方や交差点での安全確認の方法などを指導している。また、高齢者向けの交通安全教室では、自治会館や公民館等を会場として、年齢による判断能力や運動機能の低下を認識していただき、それに応じた通行方法や自転車の乗り方等を指導している。</p> <p>(2) パネルの場合のような交差点も含め信号機や横断歩道、規制標識等のない交差点の渡り方などの基本的な交通ルールについて指導を行っている。</p> <p>(3) 各区暮らし応援室では、市民の方々からの要望に応じて、それぞれの現場の状況を確認した上で注意喚起の表示やカーブミラー等の交通安全施設の設置を行っている。今後においても、各区暮らし応援室と連携をしながら、交通安全に向けた取組を引き続き実施している。</p>
2023年 6月定例会	保健福祉	議案外	松本	<p>介護サービス利用後、道路冠水等により自宅に帰れない事例について</p> <p>(1) 発生状況について</p> <p>(2) 代替サービス又は保障について</p>	<p>(1) 災害時の被害報告については、利用者が負傷したり、建物に被害があった場合に、介護サービス事業者からインターネットを利用したシステムで報告をもらう。今回委員からお話があった事例については把握をしてない。</p> <p>(2) ガイドラインには、例として、デイサービス利用中に被災した場合に、利用者の安全確保や家族への安否状況の連絡を行うこととなっている。本市では、ガイドラインに沿った対応を行うよう指導している。デイサービスの利用者が道路冠水により自宅に帰れない場合、サービス利用者それからデイサービス事業者、担当ケアマネジャーから主たる介護者等が連絡を取り合い、一時的に身を寄せるショートステイ等の事業所を探すことになろうかと思えます。この場合、一部自己負担はあるが、通常と同じく介護サービスを利用することは可能である。道路冠水が自然災害に起因する場合の費用についての補償については、ちょっと難しい。</p>
2023年 6月定例会	まちづくり	議案外	阪本	1 豪雨時における油面川排水機場の稼働状況について	<p>1. 排水機場の供用時期を当初予定していた令和5年春から約9か月の前倒しを行うことで、令和4年7月から供用開始する運びとなった。本市としては、市内を流れる河川の水位上昇に伴い、6月2日14時40分より水防体制に切り替え、河川巡視や水位の状況について関係部署への情報共有を図った。また、油面川排水機場では、ポンプの稼働に備えて委託業者に指示を出し、同16時より作業員が待機を開始した。その後、油面川の水位の上昇が見込まれたことから、6月3日零時30分頃にポンプ2台を稼働させたところ。その後、油面川の水位が低下し、上昇</p>

				2 油面川流域の雨水幹線や貯留浸透施設の整備について	<p>の見込みがなくなった6月3日10時頃までの約9時間半にわたり稼働した。この排水機場の稼働により約6万8000立方メートル、学校の標準的なプールの約210杯分相当の水を鴨川へ排水し、流域内の被害軽減につながったものと考えている。</p> <p>2. 油面川流域における排水機場整備後の浸水対策としては、学校や公園などの公共施設において、敷地内の降雨を一時的に貯留し、河川への雨水流出量の抑制を図るための施設として、雨水貯留浸透施設の設置について検討を行った。今年度は、基本設計を実施した新開小学校や栄和小学校において工事着手に向けた詳細設計を進めていく。また、新たに土合中学校、道場一丁目公園の2施設において基本設計を実施する予定となっている。</p>
2023年 6月定例会	本会議	一般質問	佐々木	<p>困ったときにケアされる安心・安全なまちづくり～災害への備えについて</p> <p>(1) 水害時（洪水時）の避難場所について</p> <p>(2) 避難所での性的少数者等への配慮と協力体制について</p>	<p>(1) 広域避難のいとまがない場合の緊急的な避難に対応するため、一部校舎の上層階を緊急避難場所としており、令和4年度には埼玉大学を新たに指定するなど、避難場所のさらなる充実に努めているところ。商業施設については、大規模洪水時において、広域避難を行う際の駐車場の確保を目的として活用している。コミュニティセンターについては、一部の避難所に避難者が集中すると、避難者の受入れが困難な場合の二次避難所として位置づけており、緊急避難場所には指定している。災害発生時には、全ての市民に対して避難情報や避難所及び駐車場の開設状況等が、確実に伝わることを重要であると考えている。そのため、防災行政無線、SNS、防災アプリ等のほか、電話やファクスへの配信など様々な媒体を活用し、迅速、正確な情報発信が可能となるよう努めているところ。</p> <p>(2) 災害時に性的少数者を含む要配慮者を避難所で受け入れる際には、その特性を理解して配慮することが必要となる。また、避難所は多くの避難者が限られた空間で共同生活を行う場となることから、プライバシーも含めた避難所生活のルールを確立していくことが重要となる。男女のニーズの違いや性的少数者への配慮について、避難所運営マニュアルに記載するとともに、避難所運営委員会において、平常時から要配慮者への配慮も踏まえた避難所のレイアウトや運営方法等について協議を行っている。性的少数者への具体的な配慮については、みんなのトイレの利用や誰もが使用できるトイレの設置及び更衣室利用に関する工夫などを行うこととしている。避難所運営委員会の構成員となる地域住民も含めた避難者の協力が不可欠となる。要配慮者に対する配慮が適切に行われるよう、避難者の中に介護や医療、保育などの専門的知識を持つ方がいる場合には、広く協力を求めながら運営を行いたい。</p>
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	高柳	<p>安心・安全の地域社会に向けて</p> <p>(1) 本市の犯罪件数・内容の推移について</p>	<p>(1) 刑法犯認知件数については、令和元年1万84件、令和2年8057件、令和3年6827件、令和4年7113件。令和2年からの件数の減少については、令和4年版犯罪白書によると、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人の移動や社会経済活動が大きく抑制されたことが少なからず影響している。本市においても同様の傾向と考えている。内容については、窃盗が刑法犯認知件数全体の約70%を占め、中でも自転車盗は刑法犯認知件数全体の約25%を占めている。令和元年から令和4年の重大犯罪、そのうちの強制性交等強制わいせつ、略取誘拐、人身売買の件数については、令和元年101件、令和2年85件、令和3年92件、令和4年93件。声かけ事案については、令和元年652件、令和2年516件、令和3年599件、令和4年538件。</p>

				(2) 防犯・監視カメラの効果検証について	(2) 犯罪を未然に防止することを目的として、人通りが多く犯罪が起こりやすい、主要な駅前広場を中心に設置を進めており、現在、大宮駅西口 周辺に5台、浦和駅東口周辺に5台の計10台を設置している。自治会が設置する地域防犯カメラについては、防犯パトロール等の自主防犯活動の補完として、警察の助言いただきながら、犯罪を防止するために効果的な場所に設置している。令和4年度まで市内50自治会において、計105台の設置に対し助成を行っている。街頭防犯カメラの効果については、主に警察への映像データ提供により捜査協力させていただいており、令和3年度に13件、令和4年度に22件の提供実績があり、一定の効果、成果があったと認識している。運用基準は、街頭防犯カメラの枠組みの中で、危機事案、発生時の駅周辺の人流等の確認を認める運用をしている。今後、より幅広い公共的利活用など、現在の運用を超えるような利用が想定される場合については、新たな運用基準の策定等が必要になってくるものと認識している。
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	堤	消防体制の強化について (1) 消防団訓練について (2) 消防団装備品について	(1) 消防団員の教育訓練指針を策定し、1年間に実施する訓練や研修について計画的に実施している。新入団員に対する基礎教育のほか、各消防署で行うブロック研修や消防分団ごとに行う分団研修、また、埼玉県消防学校などの外部機関で行う研修など、その内容や目的に応じて体系的に実施していて、消防局及び消防署と連携を図りながら進めている。映像化する項目や視聴するための媒体等を含め、動画教材の導入について、諸課題を検討していきたい。水害に対し、消防署と連携して災害活動を行うことから、各ブロックにおいて消防署と合同で訓練を行い、連携能力の向上を図っている。 (2) 通常配備している安全靴や長靴のほか、風水害対策用資機材として、先ほど申し上げたボート及び排水ポンプに加え、救命胴衣を各分団へ配備している。
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	防火水槽の現状について (1) 設置数と理由について (2) 耐用年数が経過した場合の対応について	(1) 公設防火水槽の総数は、令和5年4月1日現在で1014基。消火用水を確保し円滑に消化活動が行えるよう、耐震性を有する防火水槽を毎年度2基を目標に、公園等の公共用地に新規に整備している。その整備する地域としては、大規模な地震等に火災が発生し、広範囲に燃え広がった可能性が高い木造住宅が密集した地域に対して、優先的かつ重点的に整備している。 (2) 耐用年数50年を目安としている。昭和55年以前に設置された防火水槽については、構造計算の結果、安全性は低いというふうに言われている。そのため、設置から50年以上経過している防火水槽については、原則、設置年の古い水槽から年度3基を目標に長寿命化工事を実施し、耐震補強を講じている。
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	飲料水兼耐震性防火水槽について (1) 現状について	(1) 消防局では、維持管理している公設防火水槽については、飲料水兼用となっていない。また、消防局管理以外では、市内に飲料水兼用水槽として17基が埼玉県の施設に設置されていて、消防水利として指定している。ただし、全ての防火水槽が現時点においても飲料水兼用として使用されているかは把握していない。水道局において、災害等で断水した場合に災害用貯水タンクなどの設置されている応急給水場所で市民等へ飲料水を提供する体制を確保

				(2) 今後の取組について	<p>していると聞いているが、災害用貯水タンクは飲料水確保のため整備している施設のため、消防水利には指定していない。</p> <p>(2) 飲料水兼用とした場合の整備コストの比較、維持管理の要領及び密閉されたマンホール蓋を開放する点について、迅速な消火活動に資するものか確認するとともに、飲料水と消火用水を兼用する場合の運用上の課題等について、各都市の状況も踏まえ、調査、研究していきたい。</p>
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	<p>防火水槽のオープンデータについて</p> <p>(1) 「日本測地系・度単位10進数形式」で表記されている理由について</p> <p>(2) 県や民間が配置している防火水槽の掲載について</p>	<p>(1) 二次利用促進に向けてオープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮して、特定のアプリケーションに依存しないデータであるCSV形式での公開を基本とするとあり、地図データではなく、緯度、経度をCSV形式での公開している。さいたま市地図情報システムへ地図データとして防火水槽位置を公開することは有効であると考えているので、予算措置も必要となることから、市民ニーズ及び費用対効果を含め、今後、検討していきたい。</p> <p>(2) オープンデータの掲載の合意を得られれば、掲載することは可能。既設防火水槽の総数は、令和5年4月1日現在、3266基あり、事業者数も多数になることから、既存の防火水槽については合意を得る方法等について検討していきたい。</p>
2023年 9月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>安心・安全な公共トイレの確保に向けた基準と取組に関して</p> <p>(1) トイレの設置に関する基準や考え方について</p> <p>(2) 防犯対策について</p>	<p>(1) 令和元年度から令和4年度までの実績は、全部で10か所整備して、全ての箇所にみんなのトイレと男性用トイレを設置していて、そのうち5か所については女性用トイレが併設されている状況。国の公園整備の指針において、全てのトイレにみんなのトイレを整備している。男性用及び女性用トイレについては、公園の規模に応じて併設するかどうか検討する。男性用トイレとみんなのトイレの組合せが多い理由としては、洋式便座の場合、男性が立位で立って利用するケースが多いため、便座が汚れることにより、後に使われる方が不快な思いをしてしまうということを想定して、このような組合せ方をしているもの。今後、男女兼用のトイレの設置も含めて、ニーズに合った選択をしていくべきと考えている。</p> <p>(2) トイレ内の盗撮の対策としては、公園の場合、週6回行う清掃時に不審物がないかを清掃員が確認するとともに、指定管理者の職員も定期的に巡回して対応している。昨今の社会情勢も含めて、こういった被害なり事件が発生しているということを広報していくことは、状況によっては必要かと思う。公園内の防犯カメラの設置については、プライバシー保護の観点もあり、施設上、現在のところ、施設配置上、死角がどうしても多くなるプール施設あるいは主要駅近傍で利用者が特に多い一部の公園に限って設置している。若干の抑止効果は期待されるころでは、トイレ盗撮の対策として設置するには引き続き研究をしていかないとはいえないと考えている。</p>
2023年 9月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>自転車のまちづくりについて</p> <p>(1) ヘルメットの着用について</p>	<p>(1) 事業の概要としては、市で開催する自転車安全講習会を受講していただいたサポーターに対して、子供用ヘルメットの進呈と幼児2人同乗可能な電動アシスト付自転車の購入費の一部補助を実施している。この事業を活用した自転車を利用する大人へのヘルメット着用の啓発については、自転車安全講習会において自転車の交通ルール・マナーなどの講習とともに、</p>

					<p>子供の乗車用ヘルメットの着用義務だけでなく、大人への乗車用ヘルメットの着用の必要性について啓発を行っている。令和3年度からは受講対象を全職員に拡大するとともに、本年4月1日の道路交通法改正によるヘルメット着用の努力義務化についても周知をしている。また、公務において自転車を利用する所管に対しては、全庁掲示板を用いてヘルメットの着用を促している。</p>
2023年 9月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>荒川第二調節池周辺の河川空間におけるについてPark-PFI</p> <p>(1) 民間事業者からの意見は (2) 社会実験とは (3) 今後のスケジュール</p>	<p>(1) 本年2月に国・県とともに実施したサウンディング調査には11社が参加した。事業スキームについては、Park-PFI、河川占用許可、指定管理者制度などを希望する提案があった。事業期間については、Park-PFI事業の上限である20年間を希望する事業者が多くいた。</p> <p>(2) この社会実験については、荒川の水辺空間を活用して水辺のよさを実感できるイベントなどの開催を国や県等を検討している。これによって本調節地の利活用の機運の醸成や民間事業者の参入意欲の向上を図りたいとも考えている。引き続き国・県とともに検討を進めている。ハンノキの里は、桜区のまちづくりを進める会の皆さんが荒川堤外の鴨川旧河道沿いにビオトープをつくって市民の憩いの場とするために活動しているエリアであると確認している。国土交通省に確認したところ、この場所での掘削、盛土などの工事は予定していないと、調整池工事による当該地付近への直接的な影響はないと考えている。事業対象エリアに今後市が必要な工事を行う場合には、周辺環境をこのような場所にも配慮して進めていきたい。</p> <p>(3) 今後については、民間事業者との対話を継続しつつ、国・県とともに事業化に向けた課題整理、事業スキームの検討を進め、先進事例も参考にしながら公民連携による魅力的でにぎわいあふれる水と緑のオープンスペースを早期に整備できるようしっかりと取り組んでいこうと考えている。</p>
2023年 9月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>道場三室線について</p> <p>(1) 第2工区の進捗状況 (2) 栄和工区の現状</p>	<p>(1) 道場三室線2工区については、与野中央通り線から西へ進み、国道17号新大宮バイパスまでの約1.2キロメートルの区間で事業を進めている。事業の進捗状況としては、令和元年度から4か年継続事業で実施していたトンネル工事が令和5年3月末に完成したところ。今年度においては、道路本線部であるトンネル内部を含めた表層工、道路照明工、また街築工事など、今年度末の供用に向けて工事を進めているところ。次に、中島地区における信号設置予定の交差点箇所について、南元宿交差点から北上して中島小学校へつながる市道C-29号線については、相互通行を前提としており、道場三室線と交差する箇所の信号設置について、現在、交通管理者と協議を進めている。</p> <p>(2) 国道17号新大宮バイパスから桜区役所の前を通り、埼玉大学付近までの都市計画道路大谷場高木線の一部を含めた延長約1.4キロメートルの区間で、令和3年10月に事業認可を取得し、事業年度を令和3年度から9年度までとして事業に着手している。令和5年8月末現在の用地買収率としては約11%となっている。次に、用地買収における土地の価格や補償額については、年度ごとに行う不動産鑑定や市で定める損失補償基準に基づき、毎年更新される最新の単価を用いて算出している。今後のスケジュールとしては、引き続き丁寧な交</p>

					渉を進め、地権者の皆様に協力いただきながら用地買収を行い、事業認可期間である令和9年度を目標に進めていきたい。
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	堤	消防署における広報について (1)「地震だ火を消せ」から「地震だ身を守れ」について	(1) 大きな揺れに関しては身の安全を守るということになっている。広報については、消防局として誤解を与えないように、修正できる部分は修正したいと考えている。
2023年 12月定例会	まちづくり	議案外	出雲	持続可能で防災に強いまちづくりについて (1) 震災時の下水道利用について (2) 防災対策とBCPについて (3) 下水道整備について	(1) 大地震が発生すると、下水道管が破損し、下水道の機能が停止する区域が生じることが考えられる。この場合、市民の皆様に生活排水の使用制限をお願いすることになるので、防災無線や広報車、SNSなどを利用して情報発信を行うことになる。本市では、予防保全として下水道の耐震化を鋭意進めており、また下水管が破損した場合には、下水道の機能の早期回復を図るよう対策を進めている。しかしながら、被害状況に応じては早期の復旧が困難な場合があり、水道が使えても下水道が使用できないなど、生活に支障を来すことも考えられる。そこで、市民の皆様に在宅避難を余儀なくされる場合に備えて、家族分の災害用携帯トイレを準備することなどの協力を呼びかけていくことが必要と考えている。 (2) さいたま市地域防災計画に基づき、震度5弱以上の地震が発生した場合、まず被害状況を把握するため、初動対応として直ちに管渠やポンプ場等の下水道施設の巡視点検を行う。続いて、この結果に基づき必要な箇所マンホール蓋を開けて、被害状況を確認する。次に、異常が確認された箇所について、管路内の洗浄やテレビカメラ調査などの詳細調査を行い、この結果を基に下水道管の復旧を行い、下水道の機能確保に努める。また、巡視点検調査の過程において、応急的に対応が必要な箇所は仮復旧を行い、市民の皆様の安全確保に努めていく。下水道総合地震対策計画に基づき、緊急輸送道路下に埋設された下水道管及び防災拠点や避難所からの排水を受ける下水道管など約770キロメートルを重要な下水道管と位置づけ、優先的に耐震化を進めている。令和5年4月1日現在の進捗としては、重要な下水道管約211キロメートルの耐震化が完了し、耐震化率は約27%となっている。今後も引き続き計画的な重要な下水道管の耐震化を進めている。 (3) 本市の下水道独自でも下水道施設の被災に備え、災害協力体制の構築が必要と考えているので、下水道中期経営計画に基づき、他関係団体との協定締結に向けて検討している。環境部局と連携し、家屋の連担性などを考慮し、公共下水道、合併処理浄化槽それぞれの整備費と維持管理費を比較することにより、公共下水道整備区域と浄化槽処理促進区域を定めたさいたま市生活排水処理基本計画を策定している。公共下水道整備についても、区画整理事業地内を除き、令和7年度までにおおむね整備が完了するよう事業を推進していく。汚水概成後は、委員御指摘のとおり、耐震対策や老朽化対策をより一層進めていきたいと考えている。
2024年 2月定例会	本会議	一般質問	松本	宅地造成等規制法改正に対する対応について	土砂の盛土に関する規定規制区域の指定後の工事の許可、検査等は、都市局として新たな業務となるため、今後も庁内の関係部署と警察等の関係機関と十分調整を図りながら、適切な体制を構築し、運営体制を強化する。
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	西山	(1) 能登半島地震における被災地支援について	(1) 発災直後より、国や指定都市市長会等と連携をして情報収集を図り、震災の翌日から新潟市へ職員を派遣し、応急給水活動及び漏水修繕活動を実施。また、石川県七尾市に職員を派遣

			<p>(2) 災害時の共助・公助について (3) リアルタイム水害予測システムの導入について (4) 女性と防災について</p>	<p>し、避難所運営の支援を行うとともに、断水の続く現地の状況を鑑み、飲料水の物資支援を実施。その他、被害の甚大な輪島市や珠洲市などに対して、避難所や在宅避難者の健康管理業務等を行うための保健師等の派遣や医療従事のための災害派遣医療チーム、D-MAT（ディーマツ）の派遣、下水道被災調査や災害廃棄物収集運搬、応急仮設住宅建設のための職員派遣を行うなど、幅広い分野で支援を行ってきた。加えて、長期的な支援が必要な被災地の状況を鑑み、より迅速・効果的な支援体制をとるため、「さいたま市支援対策会議」を設置した。能登半島地震をはじめとする過去の大規模災害での教訓を踏まえ、防災関係機関との連携をより一層強化するなど、本市の災害対応力の向上に繋げていきたい。災害対応に配慮した職員のマネジメントについて、派遣される職員の担当業務は他の職員に割り振ることとなるが、過度な負担が生じないよう配慮する必要がある。部局内で協力体制を構築するなど柔軟に対応していく。</p> <p>(2) 本市の被害想定調査に基づく避難想定者数については、物的・人的被害が最大となることが想定される、冬の18時の強風時において、さいたま市直下地震が発生した場合を想定し、算出している。避難所の受入れ体制については、避難想定者数の12万3000人の受入れが可能となるよう、学校や公民館など、指定避難所260箇所の整備を行っている。想定を超える避難者が発生し、指定避難所だけでは受入れが困難となった場合には、コミュニティセンター等の公共施設や、協定を締結している民間施設を二次避難所として随時開設することとしている。要配慮者の訓練参加については、障害者団体と連携を図り、地域の要配慮者の避難所運営訓練への参加を促している。今後、妊産婦や外国人なども含め、より多くの要配慮者に参加いただけるよう、関係部局や関係団体と連携を図っていく。自主防災組織が避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施した場合に補助金を交付しており、適宜、実施状況を確認しながら助言を行うなど、体制整備に対する支援を行っている。避難行動要支援者に対する支援の全庁的な体制作りは大変重要であると認識をしているため、令和4年度より庁内会議を開催し、協議や検討を行っている。本市の備蓄体制については、埼玉県地域防災計画において、県と市でそれぞれ1.5日以上を備蓄することとしているため、まず、本市では想定避難者の1.5日分の物資を備蓄し、生活必需品については、各品目の平均的な使用回数に基づき、備蓄数量を算出している。食物アレルギー対策についてアレルギー対応のアルファ米及び粉ミルクを備蓄しており、アルファ米についてはハラール認証を取得したものを備蓄することで、多様な背景を持った避難者が安心した避難所生活を送れる体制を整備している。</p> <p>(3) 今年度においては、道路冠水が頻発する箇所において、冠水状況を速やかに把握するための冠水センサーを試行的に設置し、活用方法について検討している。避難情報や防災情報を迅速かつ正確に受け取る手段として、防災アプリを構築し、情報発信を行っている。リアルタイム水害予測システムの導入については、様々な課題がある現状。引き続き、水害予測に関する技術や法制度をはじめ、国の取組や他都市の動向について、情報の収集に努めていく。</p> <p>(4) 女性参画の取り組みについては、災害対策全般の諮問機関である「さいたま市防災会議」における継続的な女性委員の登用率向上に努めている。防災対策における意思決定の場へ女性参画を推進していく。女性防災アドバイザーの活躍の場を広げていくためには、活動実績を</p>
--	--	--	--	---

					増やしていくことが重要。スキルアップを図りながら、女性防災アドバイザーの活用に努めていく。ジェンダー平等の視点からの防災について取り上げ、市民への周知・啓発に取り組んでいる。
2024 2月定例会	まちづくり	議案外	阪本	油面川流域における貯留施設整備について (1) 令和6年度に整備する内容について	(1) 令和6年度の整備については、桜区新開2丁目の新開小学校、栄和1丁目の栄和小学校における整備を計画している。新開小学校における流域貯留浸透施設の整備については、令和4年度に実施した基本設計を基に、今年度詳細設を進め、学校関係者との調整を踏まえた工事スケジュールを計画している。現在、昨年12月定例会において補正予算として承認いただいた債務負担行為を活用しての年度内の工事契約を目指し、発注準備を今進めている。次に、栄和小学校における流域貯留浸透施設の整備については、新開小学校と同様に、現在、詳細設計を進めており、砂ぼこり対策についても、詳細設計の中で学校関係者と調整を進めている。
2024 2月定例会	まちづくり	議案外	出雲	荒川治水橋の陸閘の運用について (1) 陸閘の管理や閉鎖時の周知、安全規定について	(1) 災害時には確実に陸閘が操作できるよう毎月点検を実施しており、年に1回、取水機前には通行止めを行い、陸閘を稼働させる年点検を実施している。災害時の陸閘操作については、河川管理者である国や交通管理者である警察との協議に基づき、治水橋の観測水位に応じて、通行止めや陸閘操作などの行動計画を定めている。また、地域住民の皆様や通行される方々へ向けて、大雨時には、荒川の水位上昇に伴い治水橋の通行止めとなる旨を記載した看板を設置して、周知している。通行止めの際には、国や警察などの関係機関と連携を図りながら、日本道路交通情報センターや市ホームページやSNSなどを通じて、安全に避難や迂回ができるよう周知を図っている。年に1回、取水機前に通行止めを行い陸閘を稼働させる年点検については、実施前には周知している。
2024 2月定例会	まちづくり	議案外	出雲	建設局と他部局との連携について (1) 情報共有と施工タイミングの連携について	(1) 道路工事については、毎年度当初に開催している道路工事調整会議において、建設局の各建設事務所、都市局、水道局及び各専用企業者等の工事一覧と工事箇所図面を紙資料で作成し、関係各課、各くらし応援室及び各専用事業者に配布することで、情報共有連携を図っている。この資料を基に、工事が競合する場合には、施工時期等の調整を担当間で行っている。道路工事調整会議の資料については、令和6年度より、さいたま市維持管理支援システムにおいて電子データで工事情報を集約し、庁内で情報共有をする予定としている。資料の電子化に伴い、工事情報が随時更新可能となり最新情報で確認ができることから、工事を実施するに当たり関係機関内において、より一層スムーズな連携が図れるものと考えている。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	相川	福祉避難所の避難訓練について (1) 要配慮者が多く参加しやすい避難所訓練を行うことについて	(1) 要配慮の方々においては、まずは近隣の一次避難所へ避難していくこととなるが、災害の発生状況により、その後の二次避難先となる福祉避難所を事前に定めておくということが困難なことから、現時点では開設訓練への当事者の参加は想定していない。訓練の内容をより有益なものとするため、福祉避難所となっている各施設の意見等も伺い、本市の関係部局と連携して検討していきたい。
2024年 6月定例会	総合政策	議案外	佐伯	防災について (1) ジェンダー視点で防災の重要性について	(1) 女性の防災アドバイザーの育成を図るため、各区防災アドバイザー会リーダー会議において、募集の周知を図るとともに、男女共同参画の視点に基づいた研修会を実施している。避難

				<p>(2) 安否確認シールの活用について</p> <p>(3) 大宮体育館一体を避難所指定に</p>	<p>所運営訓練については、男性、女性ともにリーダーを配置するなど、男女のニーズの違いに適切に対応できる体制づくりに努め、そのうえで、男女双方の視点に必要な配慮を避難所運営マニュアルに記載するとともに、避難所運営委員会において、平時から避難所のレイアウトや運営方法等について協議を行っている。引き続き性別等にかかわらず意見を述べることのできる多様性に配慮できるように、ジェンダー視点の防災の意識をしっかりと持ちながら、防災対策に取り組んでいる。防災会議の女性比率だが、81人中8名、9.9%となっている。</p> <p>(2) 安否確認シールの活用については、地域において安否確認を行う手段の一つとして有効であるものと認識している。自治会や自主防災組織など、地域における安否確認体制が構築されることで、より効果が得られる共助の取組と考えている。なお、共助の取組に対する支援としては、自主防災組織が購入する資機材の購入補助を行っている。</p> <p>(3) 応急給水場にもなっている。避難者の受入れが困難な場合の二次避難所として開設を想定しているほか、市内の広域拠点備蓄倉庫等の物資の受入れが不足した場合に開設される物資集積場など、災害の状況に即した対応を行う施設となっている。大宮体育館一体のうち、大和田公園については、洪水を除く地震やがけ崩れの際の指定緊急避難場所及び大規模火災時の広域避難場所に指定している。大宮体育館一体を指定避難所とすること等については、一応本市の生活の場である指定避難所については、屋内施設としているので、空地などの屋外を含めて指定することは安全面等を考慮して難しいものと考えている。</p>
2024年6月定例会	総合政策	議案外	堤	<p>避難所について</p> <p>(1) 設置状況、収容可能人数について</p> <p>(2) 避難所運営訓練について</p>	<p>(1) 学校や公民館などの施設260か所を住宅の消失、倒壊等により生活の場を失った方を受け入れる指定避難所としており、地域の偏りがないう市内全域に配置をしている。収容可能人数については、避難所施設の使用可能面積を避難者1人当たりの使用面積2平方メートルで割り、算出をしている。指定避難所260か所で合計約33万人となり、本市の被害想定者数12万3,000人を収容することが可能としている。</p> <p>(2) 一部の避難所では、中学生にも避難所運営訓練に参加している。中学生の訓練への参加形態としては、地域の住民として参加する場合のほか、土曜チャレンジスクールを活用して訓練に参加する事例がある。中学生の訓練参加促進の取組については、中学生が地域防災へ関わることの重要性を踏まえ、避難所運営訓練への参加促進について、説明を行うとともに、全ての中学校へ生徒の訓練参加を依頼している。高校生の訓練への参加促進の取組については、さいたま市内の埼玉県立高等学校及びさいたま市立高等学校に対し、避難所運営訓練の実施に関する資料を配布し、生徒の訓練参加を依頼する予定。</p>
2024年6月定例会	総合政策	議案外	堤	<p>防災行政無線について</p> <p>(1) 設置基準と現在の設置箇所について</p> <p>(2) 聞こえづらい箇所について</p>	<p>(1) 基地局等から市内の各スピーカーへ電波が到達するか調査を実施した結果や、各スピーカーから放送される音が届く範囲を考慮したうえで、近接するスピーカー同士の音が重複して反響しないよう聞こえ方に配慮した場所を決定している。</p> <p>(2) 放送内容が聞きづらいなどの情報を基に、個別に現地確認を行い、音量やスピーカーの向き等を可能な範囲で調整することで、放送が聞き取りやすくなるよう改善に努めている。災害時には、防災行政無線から最大音量で一斉に放送を行うほか、登録制メール、SNSによる</p>

					配信、また、携帯電話やSNSの活用が困難な方へも確実に伝わるよう、電話、ファクスによる配信や、災害協定によるラジオ放送など、多様な情報伝達手段により情報発信を行っている。
2024年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	災害ごみについて (1) 借置場について (2) 災害ごみの定義について (3) 災害ごみの受入れ体制について (4) 損壊家屋等の撤去等の実施における原則について	(1) 現状さいたま市地域防災計画において仮置場候補地として10か所を設定している。西区、北区、見沼区、緑区に偏在している理由としては、借置場の性質上、一定規模以上の敷地を要することから、浦和区や大宮区など、人口密集地では候補地を設定することが困難な状況。この状況を解消するために、先般、環境局及び他局が保有する市有地で一時的な利用を含め、仮置場候補地となり得る箇所をリスト化し、現在使用方法等について協議している。 (2) 一つ目、災害によって発生する廃棄物、二つ目、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物。 (3) 被災地において災害によって発生したとみなされる対象品目が収集所などに排出された場合には災害廃棄物として処理する。しかし、もし災害ごみではないというごみが多量に排出された場合、一時仮置場のスペースというものも限りがあるので、収集できなくなってしまう懸念も生じる。そうでないごみについては排出せず、災害ごみを適切に排出するよう、そういった事前のアナウンスの中で理解を求めている。 (4) 不動産に関して緊急に解体をする場合であっても、民法の規定により事前に建物の所有者の同意が必要である。一方、損壊家屋による2次災害の発生を防止するなど、行政上の課題に対応するために措置を行う場合は、必ずしも所有者の同意を得ることなく、個別法の規定に基づく対応が可能であると、そういった法的整理も示されている。従って、個々の事例により適用する法律及びそれに基づく手続に従い、そのときの緊急性や支障の状況を鑑みながら適法に支障の除去を行っていききたい。
2024年 6月定例会	市民生活	議案外	永井	救急医療資源の最適化について (1) 老健・特養等と消防局との連携について (2) 本人や家族との取決めによるみとり対応の実施について	(1) 119番通報を受信した時点より、傷病者の救命を任務としており、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等の高齢者施設において、延命措置を希望されない方に対するみとりの対応については、連携は難しいものと考えている。 (2) 人生の最終段階にある傷病者が、延命を望まない場合における傷病者本人の意思尊重について、医師会や救命救急センターの医師などで構成する地域メディカルコントロール協議会において、心肺蘇生を望まない傷病者への対応が、プロトコールとして定められている。心肺蘇生に陥ってしまった傷病者に対し、心肺蘇生を開始することを基本とした上で、本人が心肺蘇生を望まない意志を、家族等により示された場合においては、主治医の指示があり、かつ主治医自らが救急現場に臨場できる場合に限って、心肺蘇生や搬送を中止できるものとされている。消防局としては、今後もこのプロトコールに基づき、適切な救急活動を行っていく。
2024年 6月定例会	保健福祉	議案外	佐々木	災害時の医療品の安定供給について (1) モバイルファーマシー導入の検討状況、薬剤師会などとの話し合いはされているか。	(1) モバイルファーマシーというのが、薬局として位置づけられないような状況になっているので、調剤ができない。例外として災害その他特殊の事由により薬局で調剤できない場合など

				(2) モバイルファーマシー導入における課題	<p>には、薬局以外での調剤が可能ということになっているので運用はできる。薬剤師会さんと意見交換等している現状。</p> <p>(2) 自治体の導入する場合の課題について、自治体が保有するとなると活用できないのでは。あと、費用とか人員の観点から、やはり導入費用、人件費等を含む維持管理や整備費等、多額の費用負担が生じる。また運用主体である薬剤師さんの人員確保をどうするかというような問題。さらには、平時の活用に関しては、やはり移動薬局として利用することはできないという課題が挙げられる。なお、災害時の医薬品の安定供給については、さいたま市災害保健医療体制検討会医薬品専門部会等で検討していて、さいたま市災害用医薬品等備蓄業務をさいたま市薬剤師会と委託契約するとともに、災害時における医療用医薬品の調達業務に関する協定書を一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会とも締結している。</p>
2024年9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	<p>困った時にケアされる安心・安全なまちづくり～災害への備えについて～</p> <p>(1) 避難所におけるプライバシー確保について</p> <p>(2) 避難所運営訓練への中学生の参加について</p>	<p>(1) 近年の備蓄品の増加に伴い、避難所の防災倉庫内のスペースが不足していて、現状は困難である。まずは要配慮者への対応が充実しますよう、段ボールベッド等の備蓄物資の機能、素材等を比較検討もしたうえで、備蓄数量を増やすことに取組んでいきたい。</p> <p>(2) 中学生の避難所運営訓練の参加者数は年々増加傾向にあるが、一部の避難所においては、訓練の実施日と学校の試験期間が重なるなど、日程の都合により、中学生が訓練に参加をしにくい状況にもなっている。中学生の訓練参加促進の取組みについては、中学校の校長会において、中学生が地域防災へ関わることの重要性を踏まえ、避難所運営訓練への参加について説明を行うとともに、全ての中学校へ生徒の訓練参加を依頼している。</p>
2024年9月定例会	総合政策	議案外	堤	<p>災害対策について</p> <p>(1) 訓練について</p>	<p>(1) 避難所運営委員会が主体となる避難所運営 訓練を中心に取り組み、地域防災力のさらなる向上を図っている。平成25年度から会場集合型の防災訓練については、区単位で行っていたものから市域を3グループに分けて、市の総合防災訓練として輪番で行うこととし、各区においては3年に一度関わるような形を取っている。今後は取組内容の共有を図るなどしていきたい。各区の担当者が出席する総務課防災事業担当者説明会や各区意見交換会などの場において情報共有を図っていきたいと考えている。訓練に適した会場を確保することや住民などの動員に関わる負担が集中するために、市域を3つに分けて行う体制にしている。障害者の訓練参加促進の取組について、総合防災訓練では、さいたま市障害者協議会に参加協力を依頼している。避難所運営訓練では、訓練を主催する区役所総務課に対して、各障害者団体と連携を図り障害者の参加を促進するよう依頼している。障害者などの要配慮者を想定した訓練については、一部の小中学校などの避難所において、要配慮者優先避難所である公民館と連携し、避難所間の要配慮者の移送訓練を実施するなど取り組んでいる。総合防災訓練では、障害者の方に震災対応訓練へ参加していただき、地震の発生から安全な場所へ避難するまでの行動を確認している。障害者の方と合同でやっている区役所としては、中央区と大宮区になる。障害者当事者の意見を聴取する機会について、さいたま市障害者政策委員会のほか、障害者（児）の生活と権利を守るさいたま市民の会、さいたま市聴覚障害者協会、さいたま市手をつなぐ育成会などの各障害者団体と懇談会などにおいて、防災課職員が出席し、意見や要望をいただいている。次に、聴取した意見の反映について、要配慮者の特性に応じた配慮に関し、避難所運営マニュアルへ反映するとともに、研修などを通じて</p>

				<p>(2) 県市の連携について</p> <p>(3) その他</p>	<p>避難所担当者職員へ周知するなど、避難所運営における要配慮者への対応の充実を図っている。</p> <p>(2) 本市と埼玉県とは、九都県市という枠組みで連携を行っている。総合防災訓練についても、九都県市のそれぞれの会場という位置づけで実施しており、救援物資輸送訓練など一部の項目は県と合同で実施しているが、総合防災訓練の性質上、警察などの防災関係機関が一堂に会して実施することから、仮に本市と埼玉県が同日に実施した場合、参加機関がどちらかの訓練にしか参加できなくなるなど、影響が想定されている。埼玉県のイツモ防災事業については、インストラクターの選定や講座の実施に関わる啓発道具の借用についての調整など、事業実施に関しての協力を行っている。</p> <p>(3) 性別のニーズの違いや性的少数者への配慮について避難所運営マニュアルに記載するとともに、避難所運営委員会において、ジェンダー視点で避難所のレイアウトや運営方法などを平時から協議している。今後について、埼玉県の作成する手引も参考にして、引き続きジェンダー視点に立った避難所運営に取り組み、避難所の体制づくりに努めていきたい。</p>
2024年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	<p>救急搬送について</p> <p>(1) 救急搬送の年間を通じた増減について</p> <p>(2) 熱中症に関わる搬送状況について</p>	<p>(1) 令和5年中の救急出場件数は8万5,035件。1月平均で7,086件。この平均件数を上回っているのが7月、8月、9月の3か月間及び12月、1月の2か月間で、特に救急需要が高まる時期となっている。ピーク月となったのが7月の8,401件で、7月31日には令和5年中の最大件数となった1日332件を記録した。救急出場ピーク、いわゆる多いときの対応状況については、市内の救急需要の状況に応じ、常用の救急車31台、これに加え非常用の救急車11台を最大限活用して対応している。関係部局との連携ということで、救急出場等の状況について、情報提供あるいは市内26の救急告示医療機関と救急需要対策救急病院連絡会といった会議母体がある。こちらのほうにおいて、情報共有を図りながら、連携強化に努めている。</p> <p>(2) 令和5年中が954人、内訳として、まず年齢別については7歳未満が9人、7歳以上18歳未満が116人、18歳以上65歳未満が368人、そして65歳以上の方が461人令和6年は8月末までの速報値であるが、808人という状況。昨年の同時期に比べるとやや減少は見られるもののこの9月暑さが続く状況を鑑みると、おおむね同様と考えている。発生場所については、屋内で発生したものが400人、屋外で発生したものが554人。小・中・高の学校における発生状況は40人になっている。令和6年、同様に8月末までの速報値808人の内訳として、年齢別については7歳未満が5人、7歳以上18歳未満が85人、18歳以上65歳未満が293人、65歳以上が425人となっている。発生場所については、屋内が385人、屋外が423人となっている。小中・高の学校における発生状況については34人となっており、児童生徒においては令和5年、6年ともに自宅と比較すると学校で発生する割合が多く、特に部活動などの運動中に多く発生する傾向にある。この状況を踏まえ、熱中症予防に関する普及啓発をはじめ応急手当普及員の講習等を通じて、応急手当の重要性、必要性について指導するなど、関係各署との連携を図っている。</p>

2024年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	<p>特別高度救助隊について</p> <p>(1) 活動状況について</p> <p>(2) 装備類の状況について</p>	<p>(1) 特別高度救助隊については、大宮消防署と浦和消防署に配備した救助隊で、火災救助、警戒等、ほかの特別救助隊と区別することなく出場しているほか、高度な救助技術と資機材を備えていることから特殊災害発生時には優先編成をされて出場している。現在女性の特別高度救助隊員については、配置をされていない。救助出場の業務に従事した職員については、消防業務手当という特別勤務手当が支給される。</p> <p>(2) 特別高度救助隊が使う資機材については、総務省令に基づき、特別救助隊が備える救助活動に必要な救助器具のほか、特殊な救助事象に対応するための器具を保有している。当該資機材の更新については、さいたま市消防局車両整備基準による車両の更新と併せて実施している。</p>
2024年 9月定例会	まちづくり	議案外	相川	<p>豪雨対策について</p> <p>(1) 豪雨災害時の市民からの問い合わせについて</p> <p>(2) 合流管の雨水滞水池や雨水吐室の現状について</p> <p>(3) 公共施設における雨水貯留タンクや雨水貯留浸透施設等の豪雨対策について</p>	<p>(1) 豪雨災害に対する市民への情報提供としては、市報やホームページ、SNSを通じて、水害への備え、大雨時にできることについて周知を図っている。道路情報の収集ツールとしては、さいたま市防災アプリや水位情報システム、内水ハザードマップの活用などについても周知している。道路冠水が頻発する箇所においては、状況把握を速やかに行うことが課題であると認識している。現在は、アンダーパスや道路冠水が頻発に発生する箇所について、水位情報システムに水位を継続しているというところと、警察や市民の方からの通報により、道路冠水の状況を把握し、適宜通行止め等の対応を行っている。今年度においては、道路の冠水状況を速やかに把握するため、道路冠水センサーの設置のほうも進めている。今後になるが、この道路冠水センサーにより取得した情報についても、水位情報システムと連携を図って情報発信できればと考えている。</p> <p>(2) 改善計画に基づき、雨水吐き室には放流水に含まれる夾雑物の除去施設を設置することや、地表面からの夾雑物流入が多い初期雨水を一時的に貯留する施設の設置などの対策が完了している。当該事業の実施により、国から求められていた分流式下水道並みの汚濁負荷量の削減、放流回数の半減、夾雑物の削減を達成している状況。引き続き定期的な放流水の水質調査を行い、適時適切な維持管理に努めるとともに、さらなる水質改善に資する対策の実施について、国の動向を注視していく。合流式の区域については約1,900ヘクタール、全体の処理面積の15%程度となっている。</p> <p>(3) 気候変動に対応した豪雨対策に関する検討会で検討した、あなたにできる豪雨対策については、雨水を上手に流す、ためる、しみ込ませるといった視点でチラシを作成し、関係課で配架するとともに、市のホームページに掲載している。各区役所の催事情報システムを活用して、PR動画の放映をしている。さいたま市総合雨水流出抑制対策指針については、市が実施する全ての工事において、雨水流出抑制対策を実施することを定めたものであり、この取組についても、市のホームページに掲載している。この指針に基づき、道路工事や営繕工事などにより実施した雨水流出抑制対策施設の貯留浸透量については、平成19年度から令和4年度までの合計16年間の合計になるが、約13万3,000立方メートルで、これは25メートルプールに換算すると、約410個分に相当する量となる。今後も本方針に基づきまして、公共工事において雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、引き続き市民の皆様にも豪雨対策の重要性について周知していきたい。本市の雨水対策の考え方について、</p>

					<p>浸水被害の軽減に向けた対策を効率的かつ効果的に実施するため、大雨時の雨水履歴や、市民の皆様からの要望を踏まえ、優先して対策を実施する地区を設定し、河川の改修や雨水管、雨水貯留施設等の整備を進めている。</p>
2024年 9月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>台風対策について</p> <p>(1) 油面側排水機場の稼働実績</p> <p>(2) 合流する河川の状況</p> <p>(3) 流域貯留浸透施設整備について</p> <p>(4) 倒木対応</p>	<p>(1) 油面川排水機場の稼働実績については、油面川の水位上昇を確認して、さらに水位の上昇が見込まれたことから、8月30日2時20分頃よりポンプの稼働を開始し、水位の上昇の見込みがなくなった同日の15時頃にポンプの稼働を停止している。約12時40分にわたりポンプを稼働したことにより、排水した量という約9万立方メートル、標準的なプールに換算すると約280杯分の雨水を鴨川へ排水して、油面川流域の被害軽減につながったものと考えている。なお、今回の排水機場の稼働については、令和4年7月の供用開始以降、令和5年6月に初めて稼働されて以来の2回目の稼働となったものである。引き続き施設の適正な運用に努めていく。</p> <p>(2) 今回の台風第10号の大雨による鴨川排水機場の稼働実績としては、8月30日4時20分頃から同日16時50分頃まで稼働しており、昭和水門については、荒川の水位が鴨川の水位に比べ、上昇しなかったことから、閉鎖は行わなかったと伺っている。引き続き埼玉県など関係者との連携を密にして適正な施設の運用を図っている。</p> <p>(3) 油面川流域における排水機場整備後のさらなる浸水対策として、公園や学校などの公共施設を活用して、敷地内の雨水を一時的に貯留し、河川への雨水流出量の抑制を図るための施設として流域貯留浸透施設の整備を進めている。現在新開小において工事を進めていて、完成は今年度の予定。また、栄和小学校については、現在工事着手に向けた調整を進めている。今年度中の発注は予定している。また、桜田2丁目公園と道場1丁目公園において詳細設計を進めていて、あと中島小学校などにおいて基本設計を進めている。流域内に土合小学校と土合中学校があるが、今後リフレッシュ工事が予定されていて、この工事完了後に流域貯留浸透施設の整備を実施していきたい。</p> <p>(4) 7月末に鴨川堤桜通り公園、またその周辺で発生した突風だったと記憶している。この被害については、鴨川堤桜通り公園で12本の桜の倒木、その他多くの桜の木で枝折れが発生した。昨今の樹木の老木化また異常気象による倒木被害の増加を受けまして、市としても樹木の老木化が進行している公園などについて調査を実施し、伐採や間伐、補植の必要がある樹木の検討を行っている。桜通り公園の赤いテープもその調査の中の一環でこれから枯れが進行して倒木のおそれがあるものというところで目印に巻いた。この赤いテープを巻いた桜については、次年度以降、予算措置を行い、順次伐採を行っていく予定。今年度行った鴨川堤桜通り公園の調査では、桜339本あるうち、赤いテープを巻いた桜は70本。まずは、安全確保の観点から、枯損木の対応を行っていくが、補植についても並行して検討して実施につなげていこうと考えている。</p>